

平成23年度「子ども・若者育成支援強調月間」秋田県実施要領

1 趣旨

本県においても、子ども・若者を取り巻く環境が大きく変化しており、雇用面においては、就労の不安定化や親への依存期間の長期化などに伴い、ひきこもりやニート状態となり、社会的自立に困難を抱える子ども・若者が存在する。

また、情報化の進展により、視野や見識が広がる一方で、違法・有害情報により子ども・若者が犯罪等に巻き込まれるケースも増加しており、情報や情報機器を適切に使いこなす能力が必要になっている。

さらに、いじめの認知件数は減少傾向にあるものの、児童相談所における児童虐待の相談件数は年々増加を続けており、これらはいずれも、子ども・若者の健やかな育ちを大きく阻害することから、未然防止と早期発見、早期対応に向けた取り組みが必要である。

子ども・若者の抱える問題の深刻化などを背景として、国は平成21年7月に「子ども・若者育成支援推進法」を制定し、昨年7月には今後5年間の子どもの若者育成支援施策の大綱としての「子ども・若者ビジョン」を策定した。

子ども・若者が健やかに育ち、社会生活を円滑に営むことができるようにするためには、家庭・学校・地域・企業が一体となり、子ども・若者の育成支援に強力に取り組んでいくことが必要である。

こうしたことを踏まえ県では、11月を「子ども・若者育成支援強調月間」とし、期間中に子ども・若者育成支援のための取組を集中的に実施することにより、県民の子ども・若者育成支援についての理解を深めるとともに、各種活動への積極的な参加を促し、県民運動の一層の充実と定着を図ることとする。

2 期間

平成23年11月1日（火）から30日（水）までの1か月間

3 実施主体

秋田県、公益社団法人青少年育成秋田県民会議、県内各市町村、県内各青少年育成市町村民会議、青少年関係諸団体

4 取り組むべき事項

(1) 子ども・若者の社会的自立支援の促進

ア 子ども・若者が、同世代や異世代との多様な人間関係を経験しながら社会的自立に必要な主体性や協調性をはぐくむため、地域等での多様な活動の機会をつくるとともに、地域住民の参加の促進を図る。

イ 子ども・若者が国際社会の一員としての役割や責任を自覚し、広い視野と豊かな国際感覚をはぐくみ、国際理解を深めるための学習機会の提供や異文化交流活動を推進する。

(2) 生活習慣の見直しと家庭への支援

ア 子ども・若者が生涯にわたって健康で豊かな生活を送ることができるよう、食に対する理解を深めるとともに、食事の正しいマナーを身につける。

イ ノーテレビ、ノーゲームデーなどを設けることで、家族とのコミュニケーションの時間を増やす。

ウ 「早寝早起き朝ごはん」運動を推進し、家庭における生活習慣を見直す。

エ 保護者が、家庭の重要性やしつけのあり方、親の役割について知ることができるよう、情報の提供や広報・啓発活動の充実に努める。

(3) 児童虐待の予防と対応

県民一人一人が児童虐待問題についての理解を一層深め、その未然防止や早期発見の取り組みが地域全体で進められるように広報・啓発活動を実施する。

(4) 子ども・若者を犯罪や有害環境等から守るための取り組みの推進

ア 児童ポルノ排除対策

児童や保護者をはじめとする地域全体に対し、「児童ポルノは、児童の性的搾取・性的虐待である」という意識を高めるための広報・啓発活動を行う。

イ 子どもの安全確保の取り組み

(ア) 学校、地域、各種団体が連携して、防犯活動を行う。

(イ) 子どもの周辺にある遊具、遊び場やスポーツ施設を始め、各種機器について安全点検を行うとともに、管理責任者や関係業界と連携して、けがの未然防止に努める。

(ウ) 安全運転の励行、飲酒運転の根絶等、交通安全を推進する。

ウ 有害環境の適切な対応

(ア) インターネットを利用する青少年の保護者に対し、サイトを利用する上での危険性について周知徹底する。

(イ) 図書やDVDの販売者に対し、有害図書・ソフトが容易に監視できる場所に配置し、青少年への販売、貸し出しをしないよう指導する。また、ネットカフェやカラオケボックス等の事業者に対し、青少年の深夜の立ち入り制限の措置を要請する。

また、酒類やたばこを入手する際に身分証明書の提示を求める等、年齢確認のため効果的な取り組みをする。

(ウ) 薬物乱用防止について、イベント開催などあらゆる機会を通して広報・啓発活動を積極的に推進する。

エ いじめの未然防止と早期対応

(ア) 家庭、学校、地域社会、関係諸団体が一体となって啓発活動を推進し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応のための気運を醸成する。

(イ) 保護者、PTA、青少年団体、スポーツ団体や各種ボランティア団体等が連携し、仲間との連帯感や協調性、思いやりの心やフェアプレーの精神などをはぐくむための体験活動を行う。

(5) 「あきた家族ふれあいサンサンデー」運動の推進

ア 「あったか声かけ運動」を実施し、地域全体が子どもにあいさつ等の声かけをして見守っていく。

イ 「あきた家族ふれあいサンサンデー」や「あきた家族ふれあいウィーク」を推進し、家族のふれあいや大切さを啓発していく。